

平成二十年十一月六日提出  
質問第一九七号

## 産婦人科医の勤務実態に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 産婦人科医の勤務実態に関する質問主意書

一 一月に発表された産婦人科学会による勤務実態調査では、産婦人科医は月平均三〇一時間の拘束であり、平均月四・二回の当直をこなしている。このような実態は、労働基準法に違反しているのではないか。国の見解を問う。

二 以前から、厚生労働省は、「労働基準法を厳格に適用すれば、日本の産婦人科医療は崩壊する」と逃げの姿勢で、事実上、産婦人科医の労働基準法に違反した過酷な勤務実態を放置してきた。そのことが、今日の周産期医療の崩壊を招いている。しかし、もはや、法治国家として、産婦人科医の過酷な勤務実態を放置すべきではない。今の勤務実態について労働基準法違反でないか調査すべきと考えるがいかがか。

三 このような過酷な勤務実態は、二年前の医療制度改革関連法案の審議の際にも、大きな論点であり、当時、川崎厚生労働大臣は、労働環境の向上を行う主旨の答弁を繰り返した。過去二年間で産婦人科医の勤務実態は改善されたのか、悪化したのか。

右質問する。